

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第148号

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則

京都市消防局組織規則の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 総務課に消防広域対策官を置く。

第4条に次の1項を加える。

6 担当課長の職名の前に、局長が別に定める担当事務の名称を付することがある。

第6条第6項から第8項までを次のように改める。

6 統括監察員は、上司の命を受け、服務監察及び業務監察に関する事務を総括し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

7 消防広域対策官は、上司の命を受け、消防の広域連携に関する事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

8 センター長及び隊長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、補佐職員を指揮監督する。

第6条に次の1項を加える。

9 課長補佐は、課長が定める事務について課長を補佐する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(消防局総務部総務課)